

第3号様式（第2条関係）

八広消予第 号
年 月 日

様

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者

印

火薬類消費不許可通知書

火薬類取締法第25条第2項の規定により 年 月 日付けで申請のあった火薬類（煙火）の消費の許可については、下記の理由により許可しないので通知します。

記

（理由）

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として（管理者が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。